

手数料表

当所は有料職業紹介を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人者から：求人受付別紙「届出制手数料」に定める金額。

求職者から：芸能家、家政婦（夫）、配せん人、調理士、モデル又はマネキンの職業に係る求職者から求職の申込みを受理した場合は、求職の受付1件につき710円（消費税相当分を含む。）
ただし、同一の求職者にかかる求職の申込みの受理が1か月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

2 紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、別紙に掲げる「届出制手数料」により算出される額を申し受けます。

3 返戻金制度

返戻金制度については手数料表に定めた内容に準じます。

令和6年12月16日

職業紹介責任者 佐伯優太

手数料表

| サービスの種類及び内容 | 手数料の額及び負担者 |
|--|---|
| I.求人受理時の事務費用 | 1件当たり 1,000円 手数料負担者は 求人者 とします。 |
| II.求人・求職の申し込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス 【職業紹介サービス】 | 成功報酬 (1)期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40% |
| | (2)期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40% |
| 手数料の負担者は求人者とします。 | |
| III.求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービス | 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40% |
| 手数料負担者は 求人者 とします。 | |
| IV.上記手数料の返戻制度 | 上記II及びIIIの手数料につきましては、何れも紹介後就職に至り、その後1年間以上は定着して頂けることを予想しており、1年未満に会社都合以外の理由により離職した場合は下記により一部返戻します。 1. 6か月未満の離職 50% 1. 1年未満の離職 30% |

・上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 14-ユ-160004

有限会社神奈川配せん人紹介所
神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-1
事業所の名称及び所在地 日総第13ビル8階